

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十五号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第五号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

附則第二十一項の見出し中「施設」を「病床等」に改め、同項中「施設は、」を「病床は医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床及び条例第百三十六条第二号に規定する老人性認知症疾患療養病棟の病床とし、条例附則第二十五項の規則で定める施設は」に改める。

附則第二十二項中「、療養病床等」を「、条例附則第二十五項に規定する療養病床等（以下単に「療養病床等」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。